

まちなみ

～人と環境に優しいまちづくりを目指して～



第45号 平成27年1月1日

編集・発行 羽村市都市整備部区画整理管理課
区画整理事業課

羽村駅西口土地区画整理事業の 事業計画変更(第2回変更)を 12月17日付で決定しました

平成25年11月より手続きを進めてきました羽村駅西口土地区画整理事業の事業計画変更(第2回変更)について、都知事の認可を受け、平成26年12月17日付で決定しました。事業計画変更の内容と、変更決定までの経過についてお知らせします。

新年あけましておめでとうございます。

羽村駅西口土地区画整理事業につきましては、平成15年4月に事業計画を決定し、その後2度にわたる換地設計の見直しを行うとともに、計49回の土地区画整理審議会での審議を重ね、平成25年8月に、施行者として換地設計案を決定いたしました。

今回の事業計画変更は、この換地設計案に基づき、これまでの事業計画で定めた道路や公園などの配置を見直し、これに伴う設計の概要及び資金計画の変更を行ったもので、法に基づく一連の手続きとして、東京都都市計画審議会での意見書の審査と東京都知事の認可を受け、平成26年12月17日付で、施行者である羽村市として事業計画変更を決定いたしました。

今後は、この事業計画変更を契機として、これまでの換地設計などのソフト事業から、移転工事などのハード事業へと事業展開を図ってまいりますので、引き続き事業に対するご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

羽村市長 並木 心

事業計画変更の主な内容

《整理後の地積の変更》

		変更前	変更後	増減
公共用地	道路	123,918.90 m ²	125,296.36 m ²	1,377.46 m ²
	公園	14,841.00 m ²	16,567.12 m ²	1,726.12 m ²
	緑地	3,490.00 m ²	3,423.00 m ²	△67.00 m ²
	計	142,249.90 m ²	145,286.48 m ²	3,036.58 m ²
宅地		280,713.74 m ²	277,677.16 m ²	△3,036.58 m ²
保留地		1,000.00 m ²	1,000.00 m ²	—
合計		423,963.64 m ²	423,963.64 m ²	—

《平均減歩率の変更》

変更前	変更後	増減
22.27%	21.75%	△0.52ポイント

《資金計画の変更》

区分		変更前	変更後	増減
収入	国庫補助金	1,497,200千円	1,497,200千円	—
	東京都補助金	9,614,400千円	9,689,400千円	75,000千円
	羽村市負担金	24,155,400千円	25,580,400千円	1,425,000千円
	保留地処分金	233,000千円	233,000千円	—
	計	35,500,000千円	37,000,000千円	1,500,000千円
支出	工事費	34,879,000千円	35,470,000千円	591,000千円
	補償費	30,000千円	93,000千円	63,000千円
	利子	120,000千円	120,000千円	—
	事務費	471,000千円	1,317,000千円	846,000千円
	計	35,500,000千円	37,000,000千円	1,500,000千円

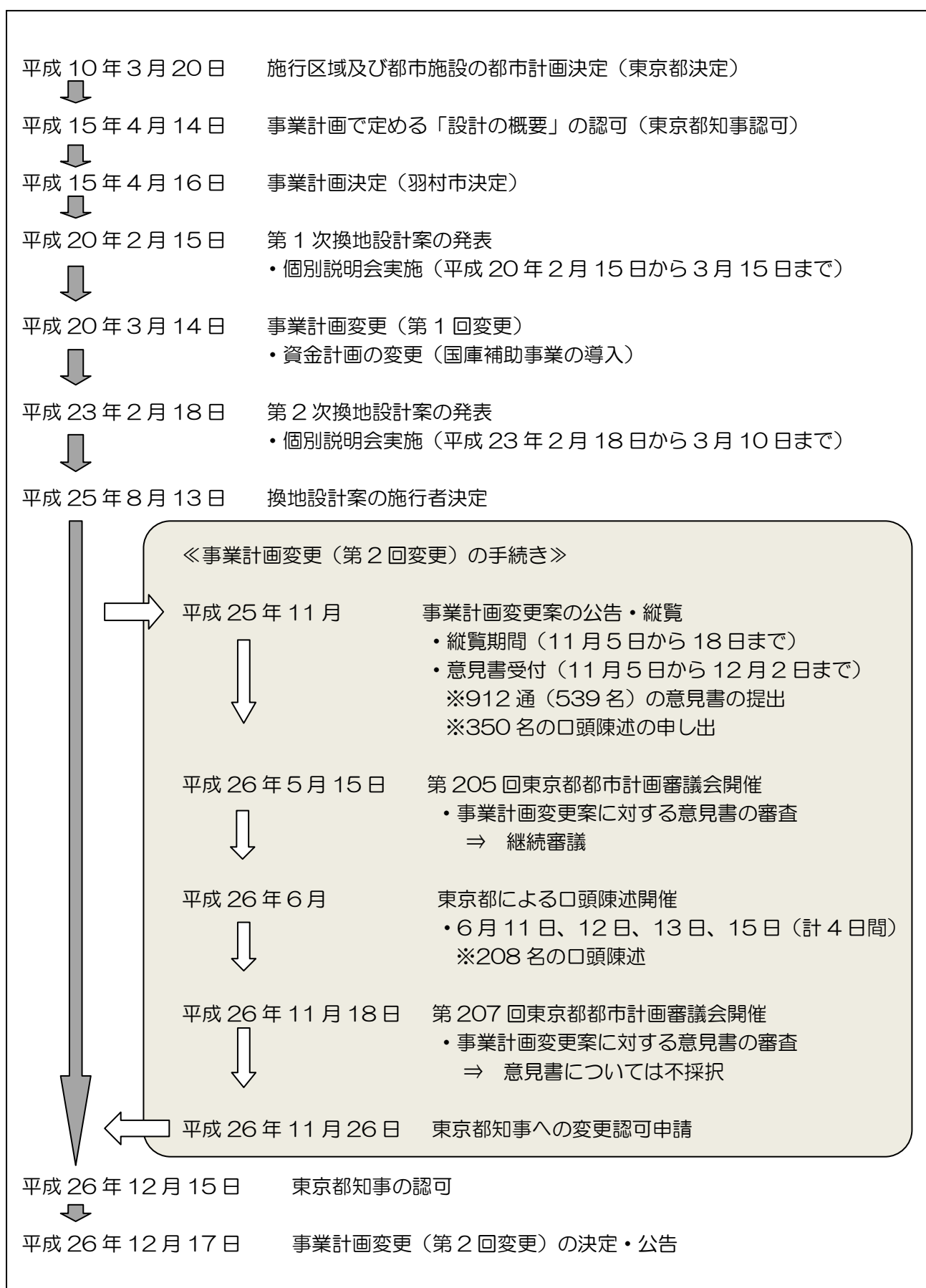
変更後の設計図



《事業計画の長期縦覧》

事業計画変更図書（設計の概要）は、区画整理管理課または羽村駅西口土地区画整理事務所（区画整理事業課）で縦覧できます。

事業計画変更（第2回変更）決定までの経過



意見書及び口頭陳述の内容（主な意見の要旨と施行者の見解）

事業計画変更案に対しては、東京都に対し以下のような意見が寄せられ、施行者である羽村市としての見解を述べています。

ここでは、事業計画変更に関する主な意見の一部を紹介しますが、詳しくは東京都庁の都民情報ルーム（第一本庁舎3階北側）で、第207回東京都都市計画審議会資料として閲覧することができます。

なお、意見書及び口頭陳述内容については、第207回東京都都市計画審議会において、不採択として議決されています。

分類	意見書（口頭陳述）の要旨	施行者の見解
事業計画全般に 関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画変更案に反対する。 ・ 地権者や住民の思いを無視して決定した換地設計図を基にした今回の事業計画変更案を認めることはできない。 	<p>本事業計画変更は、平成 25 年 8 月の換地設計の施行者決定に伴い、現行の事業計画書の内容を変更するものです。</p> <p>この換地設計の決定にあたっては、平成 20 年 2 月から、2 度の案を示して見直しを行っており、その際に権利者から提出された意見・要望については、個々権利者との個別調整を行うとともに、5 年間にわたり、計 49 回の土地区画整理審議会を開催し、慎重な審議を行ってきています。</p>
設計に 関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幅員 4m未満の道路だけ広げれば防災上十分である。 ・ なぜ道路が必要なかわからない。狭くて困っている道路はない。 	<p>本地区内の道路は、幅員 3.6m以下の狭隘道路が 50%を越え、緊急車両や福祉車両等の活動にも支障をきたし、高齢者や障害を持つ方などにとっても大変行動しにくい環境にあります。</p> <p>このことから、土地区画整理事業により、公共施設としての道路や公園を適正に配置し整備していくこととしています。</p>
資金計画に 関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無駄で無謀な事業に 370 億円もかける愚行は止めるべき。 	<p>事業の施行にあたっては、具体的な移転計画や年度ごとの予算を定め進めていくもので、国等の施策の動向を踏まえ、本事業の補助金のほか住宅市街地総合整備事業などの補助制度も活用しながら、市の財政負担の軽減を図っていきます。</p> <p>なお、事業施行期間と資金計画については、今後、事業進捗の中で、必要に応じ変更の手続きを行っていきます。</p>

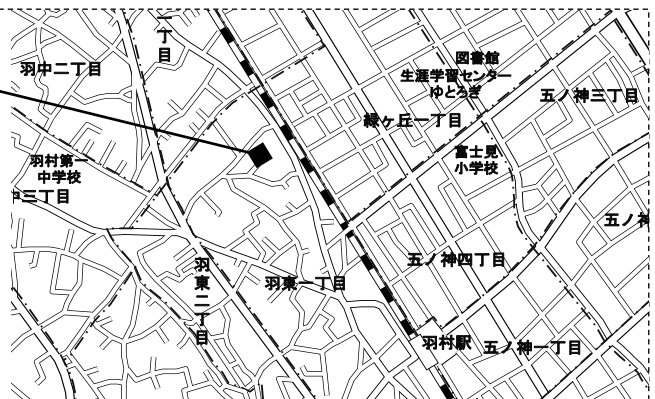
■ 羽村駅西口土地区画整理事務所

【住所】羽村市羽東 1-29-35

【電話】042 - 570 - 7474

【開所日・開所時間】

毎週月曜日～金曜日（祝日を除く）
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで



古紙/バルブ配合率70%再生紙を使用